

岩手県告示第845号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川北上川水系胆江圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所、金ヶ崎町役場および平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成22年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也